

【一般名処方加算について】

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みの一環として「一般名処方」を実施しております。

一般名処方を実施した場合

厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、以下の加算が適用されます。

・一般名処方加算 1 10 点

（後発品のある全ての医薬品（2 品目以上の場合）が一般名で処方されている場合）

・一般名処方加算 2 8 点

（後発品のある医薬品のうち 1 品目でも一般名で処方されている場合）

一般名処方とは

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を処方箋に記載するのではなく薬剤の成分（有効成分）をもとにした処方箋を発行することです。

一般名処方により特定の医薬品の供給が不足した場合でも有効成分が同じ複数の医薬品を選択することができ、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。